

○役員等報酬規定

2006年9月27日

学園074

改正 2025年3月18日

(趣旨)

第1条 この規定は、学園の役員、顧問、参与（以下「役員等」という）および評議員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この規定に基づき報酬を支給する役員は、つぎのとおりとする。

- イ 常勤理事
- ロ 非常勤理事
- ハ 常勤監事
- ニ 非常勤監事

(年俸制)

第3条 役員等の報酬は年俸とする。

- 2 役員等へは報酬以外の手当および賞与は支給しない。
- 3 前項にかかわらず、通勤のために公共交通機関および交通用具を利用している役員および参与には、通勤手当を支給することができる。

(支給)

第4条 役員等の報酬は、年俸を12回に分けて毎月20日に支給し、銀行振込とする。

- 2 評議員の報酬は、年2回(9月、3月)に分けて支給し、銀行振込とする。

(常勤理事の報酬)

第5条 常勤理事の報酬額は、つぎの各号のとおりとする。

- イ 学園の役員としての勤務を本務とする常勤理事の報酬額は、別表第1のとおりとする。
 - ロ 学園の専任の職員として勤務する常勤理事の報酬額は、別表第2のとおりとする。
- 2 常勤理事の俸給表適用号俸は、理事長が決する。

(非常勤理事の報酬)

第6条 非常勤理事の報酬額は、別表第3のとおりとする。

2 非常勤理事の俸給表適用号俸は、理事長が決する。ただし、担務する職務内容によって、理事長が増額することができる。

(常勤監事の報酬)

第7条 常勤監事の報酬額は、別表第4のとおりとする。

(非常勤監事の報酬)

第8条 非常勤監事の報酬額は、別表第4のとおりとする。

(顧問の報酬)

第9条 顧問の報酬額は、別表第5のとおりとする。

2 顧問の俸給表適用号俸は、理事長が決する。

(参与の報酬)

第10条 参与の報酬額は、別表第5のとおりとする。

2 参与の俸給表適用号俸は、理事長が決する。

(評議員の報酬)

第11条 評議員が評議員会、各種委員会等、法人が主催する会議等に参加し、その職務を行うときは報酬を支給するものとし、支給額は別表第6のとおりとする。

(細則)

第12条 この規定に定めるほか、この規定の施行についての必要な事項は、理事長が定める。

(規定の改廃)

第13条 この規定の改廃は、評議員会の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2006年10月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2025年4月1日から施行する。
- 3 この改正規定の施行の際現に在任する評議員の報酬額および会議手当については、2025年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

別表第1

第5条第1項イ号の常勤理事および参与の報酬額

号俸	額(年額)
1	1,300万円
2	1,350万円
3	1,400万円
4	1,450万円
5	1,500万円
6	1,550万円
7	1,600万円
8	1,650万円
9	1,700万円
10	1,750万円
11	1,800万円
12	1,850万円
13	1,900万円
14	1,950万円
15	2,000万円

別表第2

第5条第1項ロ号の常勤理事の報酬額

号俸	額(年額)
1	54万円
2	108万円
3	216万円
4	324万円

別表第3

非常勤理事の報酬額

号俸	額(年額)
1	108万円
2	162万円

別表第4

監事の報酬額

常勤監事	540万円(年額)
非常勤監事	216万円(年額)

別表第5

顧問の報酬額

号俸	額(年額)
1	60万円
2	120万円

別表第6

評議員の報酬額

評議員会議長	1日の出席につき	30,000円
評議員 (学園職員)	1日の出席につき	15,000円
評議員 (学園職員以外)	1日の出席につき	20,000円